

国立大学法人京都工芸繊維大学懲戒事案の公表基準

平成20年10月16日

学長裁定

最終改正 令和5年1月16日

(目的)

第1 この基準は、国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「本学」という。）における懲戒事案を公表することにより、本学の管理運営の透明性を確保するとともに、職員の服務に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資することを目的とする。

(公表の対象とする懲戒事案)

第2 職員に対し懲戒を行った事案で、次のいずれかに該当するものは、公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る事案（国立大学法人京都工芸繊維大学役職員倫理規則（平成16年4月1日制定）に違反したものを含む。）
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒のうち、懲戒解雇、諭旨解雇又は停職である懲戒を行った事案

(公表する内容)

第3 公表する内容は、事案の概要、懲戒の程度、懲戒を行った年月日のほか、所属、職名等の懲戒を受けた者の属性に関する情報で、かつ個人が識別されない内容のものを基本とする。ただし、個別の事案に関し、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して、別途の取扱いをすることがある。

(公表の例外)

第4 被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等第2及び第3によることが適当でないと認められる場合は、第2及び第3にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことがある。

(公表の時期及び方法)

第5 公表は、懲戒通知書の交付後、速やかに公表するものとする。

- 2 公表の方法は、原則として本学ホームページへの掲載によるものとする。また、事案が軽微な場合を除き、併せて記者クラブへの資料配付を行うものとする。なお、特に社会的影響の大きい事案など重大な事案については、記者会見を行うものとする。
- 3 前項のホームページへの掲載の期間は、原則として6か月とする。

附 則

この基準は、平成20年10月16日から実施する。

附 則

この基準は、平成30年10月11日から実施する。

附 則

この基準は、令和5年1月16日から実施する。